オスプレイ配備の領域警備上の意義について

―運用の柔軟性と即応性を向上しわが国の抑止力を大幅に強化―

拓殖大学客員教授　岐阜女子大学客員教授
日本経済大学大学院特任教授　国家生存戦略研究会会長　**矢野義昭**

矢野義昭（やの・よしあき）氏　昭和25（1950）年大阪府生まれ。京都大学工学部、同文学部卒業。博士（安全保障、拓殖大学）。元陸上自衛官として第１師団副師団長、陸上自衛隊小平学校副校長などを歴任（陸将補）。専門は、核抑止論、テロ問題。著書に『核の脅威と無防備国家日本』（光人社）、『日本の領土があぶない』（ぎょうせい）などがある。

米沖縄海兵隊は、接受国通報後の平成二十四年十月に一個目、翌年九月には二個目の、各十二機のMV・22オスプレイ飛行隊の移動を完了している。この沖縄の米海兵隊へのオスプレイ配備について、平成二十六年版の防衛白書は「MV・22はCH・46に比べて、速度は二倍、搭載能力は三倍、行動半径は四倍という優れた性能を有しており、同機の沖縄配備により、在日米軍全体の抑止力が強化され、この地域の平和と安定に大きく寄与する」と、高く評価している。

在沖縄海兵隊の発表によれば、MV・22オスプレイは、運用飛行時間が十五万時間を超え、通常任務のほか災害救援、人道支援を含む、多様な任務に従事している。MV・22は、最高速力が時速約五〇九キロメートル、兵員二十四人搭乗時で戦闘半径は六〇二キロメートル、貨物は九〇七二キログラムを搭載できる。

フィリピンとの共同訓練では、一八〇〇キロメートルを約三時間で飛行した。空中給油能力があり、航続距離は四二〇〇キロメートルに達する。最高高度も七五二九メートルに達し、それだけ対空ミサイル・火砲などに対する安全性も高い。

平成二十六年度から平成三十年度までを対象期間とする「中期防衛力整備計画」では、「各種事態における実効的抑止および対処」にかかる事業の「島嶼部に対する攻撃」への「迅速な展開・対応能力の向上」のための主要事業の一つとして、「ティルト・ローター機」の導入が挙げられている。

ここで言う「ティルト・ローター機」の機種は、平成二十七年度予算の概算要求段階で、「MV・22オスプレイ」に決定された。同予算では五機分が計上され、全額五二六億円が確保された。オスプレイが配備されれば、我が国の島嶼防衛のための、迅速な展開と対処能力は大幅に向上することになる。また各種作戦全般についても、オスプレイ配備により運用の柔軟性と即応性が高まる。

例えば、尖閣諸島には、オスプレイにより。沖縄本島から約五十分で到達できるようになる。このため、那覇駐屯地にオスプレイを展開しておけば、尖閣諸島が敵の奇襲的な着上陸侵攻を受けても、陣地の構築、ミサイル、レーダーの展開などの既成事実化を許すことなく、一時間以内に百名規模を展開でき、迅速に着上陸部隊に対処することが可能になるであろう。

その場合、航空自衛隊による敵着上陸部隊に対する継続的な航空制圧と、空輸間の掩護が不可欠となる。また、海空自衛隊による、後続敵上陸部隊に対する阻止作戦も必要である。このような統合作戦に欠かせない、指揮統制・通信・コンピューター・情報・警戒監視・偵察（C４ISR）能力においても、オスプレイはこれまでのヘリにはない高度の能力を有しており、統合作戦もより円滑に進められるであろう。

さらに、オスプレイの武装化も今後、可能となるかもしれない。現在沖縄に配備されているMV・22オスプレイは、主な用途が兵員と物資の輸送であり、武装はされていない。しかし米海兵隊では、機関砲、ロケット弾、ミサイルなどで武装するための試験もされており、将来武装化することも可能になるとみられる。武装化したオスプレイと輸送用オスプレイが併用され、尖閣奪取などに運用されれば、自ら敵上陸兵力を制圧しつつ、強襲攻撃を行うこともできるようになる。

また、島嶼への先制奇襲攻撃に先立ち予想される、中国の弾道ミサイルによる沖縄本島などに対する集中攻撃、それに連携した特殊部隊攻撃とサイバー攻撃の脅威に対して、機体を分散して損害を防止するうえでも、オスプレイの長距離行動半径と速度は、威力を発揮する。沖縄で仮に脅威が予想される場合でも、岩国、目達原、築城、大村など、西日本の各基地、駐屯地にも、可能ならば民間の飛行場にも、空中給油を一回すれば、沖縄から分散させることが可能である。

逆に、これらの地域に展開されたオスプレイを沖縄に三時間以内に集中することもできる。これらは、尖閣への在沖縄部隊の即時展開ののちも、必要に応じて、オスプレイにより迅速に西日本各地から、部隊やミサイルなどの物資を集中できるようになることを意味している。中国軍は上海近くから空輸により増援するとしても、増強の能力と速度はCH・46以下とみられ、尖閣への兵力増強競争において、自衛隊側が優越することになる。

また、洋上の艦艇からのピストン輸送による増援速度についても、「ひゅうが」などが尖閣近海に進出し、かつオスプレイが離着艦することになれば、自衛隊側が優越するであろう。艦艇の防護能力も中国側にとり不利である。対潜作戦や潜水艦作戦、機雷戦、掃海能力は、海上自衛隊が優越しており、ヘリの離発着のためのヘリ空母や揚陸艦艇を、尖閣近海に長期にわたり展開することも、中国側は困難とみられる。そのため中国側は、艦艇からの尖閣への増援作戦を、安全な大陸沿岸まで後退して行なわざるを得なくなり、尖閣への増援はますます不利になるとみられる。

このような彼我の増援速度の格差は、日本側に近くかつ有人島である、先島諸島、沖縄本島などへの侵攻作戦では、さらに自衛隊側に有利に作用することになる。中国側が奇襲占領を狙うとすれば、島民への心理戦、世論戦を周到に行い、島民自らが抵抗意志を喪失した状況を作為し、その要請を受けて占領するといった事態以外には考えにくい。

以上のシナリオ分析から予想されるのは、仮に奇襲的に尖閣諸島を中国側が占領できたとしても、その後の兵力増強速度が自衛隊よりも劣ることになり、時間とともに戦力が劣勢になり、結局自衛隊側の奪還を許すことになる可能性が高いことである。

また、中国大陸沿岸地域、北朝鮮に対しても、自衛隊が、空中給油をしつつオスプレイにより特殊部隊などを送り込み、ミサイル基地等の破壊、航空攻撃の目標偵察、邦人救出などの目的で、運用できる能力を持てるようになるであろう。

尖閣諸島の奇襲占領、北朝鮮のミサイル攻撃等に対する日本の抑止力は、オスプレイ配備により大幅に向上する。その意味で、オスプレイの配備は、わが国安全保障上の最優先事業の一つと位置付けられるべきであろう。

核の脅威と無防備国家日本
矢野義昭著
光人社

日本の領土があぶない
矢野義昭著
ぎょうせい

知ることによりわいてくる興味関心

恵み豊かな島　竹島を語り伝える会　代表
杉原由美子

七十二才の私は、竹島のことを知ってもらうために、絵本を出版し、その絵本を持って各地で読み語る活動をしています。

二〇一一年、隠岐の島の久見地区で、竹島での漁の様子を聞く機会がありました。八十才を過ぎた方々の子どもの頃の話を聞いているうちに、こんなに恵み豊かな漁場にある竹島のことをもっとたくさんの人に知ってもらいたいと思いました。さらに詳しく知るために、一軒一軒を回って聞き取りをしました。二〇一三年に五十冊の絵本を自費出版することができました。絵本は、田村清三郎著（『島根県竹島の新研究』）、杉原隆著（『山陰地方の歴史が語る「竹島問題」』）の二冊です。二冊の著書を読んでいく中で、二つのことを自分の心のよりどころにしようと思いました。

一つは、明治三十八年の島根県告示です。「島根県告示第四十一号　北緯三十七度九分三十秒東経百三十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五浬二在ル島嶼ヲ竹島ト称ヲシ自今本県所属隠岐島司の所管ト定メラル　明治三十八年二月二十二日　島根県知事　松永武吉」

田村清三郎は著書に、「これによって、対内的には歴史的に日本の固有領土と確信せられていた所属未定地を本県の管轄に編入し、対外的には近代法の無主先占による領土権の確立を宣言したものである。」と記しています。

この告示に至るまでには、中井養三郎による「リャンコ島（現在の竹島）領土編入並びに貸下願」が明治三十七年、内務、外務、農商務名の三大臣に提出され、閣議において竹島と決定した経緯があり、島根県隠岐島の所管とし猟師の経験がある中井養三郎、加藤重蔵、井口龍太、橋岡友治郎の四名に許可書と鑑札を与えました。隠岐島司はこの許可書を獲得した者を指導し、共同で漁をするための「竹島漁猟合資会社」を作らせました。

もう一つは、昭和二十七年のサンフランシスコ平和条約です。

メチのいた島―語り伝える恵み豊かな島 竹島
すぎはら ゆみこ（著）, かみなか おさむ（イラスト）
山陰中央新報社

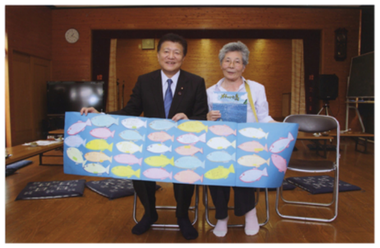

「日本の領土を守るために行動する議員連盟」会長
衆議院議員　新藤義孝氏（左）著者　杉原由美子氏（右）

子ども霞ヶ関見学デーで読み聞かせをする　著者　杉原由美子氏
内閣官房　領土・主権対策企画調整室ＨＰより
「メチのいた島」動画の再生回数は４万３千回を超えた。

「第二条（a）日本国は、朝鮮の独立を承認して、済洲島、巨文島、鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」昭和二十六年九月八日調印、昭和二十七年四月二十八日発効）韓国はアメリカに、「日本が放棄する島に竹島を加えてほしい。」と願い出ますが、アメリカは、「竹島は一九〇五年から島根県隠岐支庁の管轄下にあり、これまで朝鮮領土として扱われたことはなく、領土主張がなされたとは思わない。」（ラスク書簡）と回答し、「韓国の要求を拒否しました。

竹島が日本領土であることが平和条約上でも確認されています。

ところが、韓国の李承晩大統領は、サンフランシスコ平和条約の効力が発生する三か月前の、昭和二十七年一月十八日、突然、まさに突然、「李承晩ライン」を宣言して、竹島を「ライン内」に取り込みました。

これが竹島問題の始まりです。日本政府はすぐに抗議し、島根県は竹島に標柱を建てましたが、韓国は日本の巡視船に発泡し、竹島を占拠しました。

昭和四十年に日韓基本関係条約と日韓漁業協定が発効し、「李承晩ライン」は実質的に消滅しますが、竹島問題は解決していません。

平成十一年に新日韓漁業協定が発効し、両国で共同管理する「暫定水域」が設けられましたが、漁法や資源保護にちがいがあり、竹島近海での漁はほとんどできていません。

竹島は暖流と寒流のぶつかる潮目があり、堆もあって豊かな漁場でした。久見の漁師さんが竹島に漁に出かけるのは、海の荒れない五月頃から九月頃の間です。漁をしない時が八か月間もあるので、ミネラル豊富な海水に育まれた貝や海藻が大きくてたくさん育ちます。昭和十一年の久見の漁師さんの日記に、十四日間の滞在でアワビ六百キロの記録が残っています。一日に四十キロも獲れたのです。

私たちは先人の成しとげたことを引き継いで、正しいことは必ず通るという信念を持ち、国際司法の場で、諦めず主張していかなければなりません。無主先占の地として、竹島が日本の領土であることは歴史が示しています。

波の向こうで　日本の竹島が　今日も私たちを待っています。